

SD研修の協同実施に関する協定書

京都薬科大学、大阪薬科大学及び神戸薬科大学（以下「三薬大」という。）は、所属職員に大学等の運営に必要な知識・技能を身に付けさせ、その能力・資質を向上させる研修（スタッフ・ディベロップメント、以下「SD研修」という。）を協同実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 三薬大は、SD研修を協同実施することにより、職員間の交流を図り、SD研修活動をより充実・深化させることを目的とする。

（企画）

第2条 三薬大は、年度当初に協議の上、当該年度に実施するSD研修の具体的計画及び当番校を定め、協同実施する。なお、当番校は三薬大持回りとする。

（運営）

第3条 協同実施するSD研修に関する経費は原則として当番校が負担するものとし、研修会場の提供の他、実施に係る諸手続きについても同様とする。

（協定の有効期間等）

第4条 本協定は、協定締結日から効力を有する。

2 本協定の有効期間は協定締結日から3年とする。ただし、本協定書の有効期間満了日の30日前までに、三薬大のいずれからも協定の終了又は見直しの申入れがないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めるもののほか、SD研修の協同実施に関し必要な事項は、別途協議して定めるものとする。

2 本協定に定める事項の解釈に疑義が生じた場合、三薬大は協議してその解決を図るものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、押印の上、各1通を保有する。

平成29年7月1日

京都薬科大学
学長 後藤
正直



大阪薬科大学
学長 政田 幹夫



神戸薬科大学
学長 北河 修治

